

石巻市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

なお、矢川昌宏監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき除斥した。

平成20年12月3日

石巻市監査委員 山崎 武敏

石巻市監査委員 高橋 誠志

記

- 1 監査対象団体 財団法人 石巻市文化スポーツ振興公社
- 2 監査期間 平成20年8月22日から同年12月3日まで
- 3 監査対象範囲 平成19年度財政援助団体等に係る出納、その他の事務の執行及び公の施設の指定管理者制度について
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 今回の監査は、平成19年度財政援助団体等に係る出納、その他の事務の執行及び公の施設の指定管理者制度について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められなかった。